



平 30 医療政策第 8 3 1 号  
平成 31 年(2019 年) 3 月 25 日

一般社団法人山口県医師会会長

様

一般社団法人山口県病院協会会長

山 口 県 健 康 福 祉 部 長

「山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱」の一部改正について

このことについて、別添のとおり改正し、平成 30 年度の補助金から適用することとしましたので通知します。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

## 記

### 1 改正理由

厚生労働省所管「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」の改正及び平成 30 年度に新たに実施する事業を追加するための所要の改正

### 2 主な改正内容

- ・対象となる事業の追加
- ・報告の期日等変更
- ・様式の修正

(参考) 当該要綱に記載の事業

- (1) へき地診療所設備整備事業
- (2) へき地患者輸送車(艇)整備事業
- (3) 過疎地域等特定診療所設備整備事業
- (4) へき地巡回診療車整備事業
- (5) 産科医療機関設備整備事業
- (6) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業
- (7) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

医療政策課 医療企画班 (担当: 矢野)

Tel. 083-933-2924

Fax. 083-933-2829

E-mail: yano.nobuko

@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、<u>へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。</u></p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業</u>  <u>平成30年3月30日医政0330第6号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき、次に掲げる者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業</u>  <u>(ア) 市町等 (イ) その他厚生労働大臣が適当と認める者</u></p> <p><u>(7) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業</u>  <u>平成31年2月13日医政0213第10号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき、市町、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、へき地医療の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3条交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p>

山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

(1) へき地診療所設備整備事業 (4) へき地巡回診療車整備事業 <u>(6) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業</u> <u>(7) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業</u> ア (略) イ (略)  (3) (略)					(1) へき地診療所設備整備事業 (4) へき地巡回診療車整備事業 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ア (略) イ (略)  (3) (略)				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 下限額	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 下限額
へき地診療所	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地診療所	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地患者輸送車(艇)	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地患者輸送車(艇)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
過疎地域等特定診療所設備	(略)	(略)	(略)	(略)	過疎地域等特定診療所設備	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地巡回診療車	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地巡回診療車	(略)	(略)	(略)	(略)
産科医療機関設備	(略)	(略)	(略)	(略)	産科医療機関設備	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>実践的</u> <u>手術手技</u> <u>向上研修</u> <u>実施機関</u> <u>設備</u>	<u>医療機器</u> <u>等整備費</u>	<u>1か所当たり</u> <u>69,897千円</u>	<u>実践的</u> <u>手術手</u> <u>技向上</u> <u>研修実</u> <u>施機関</u> <u>として</u> <u>必要な</u> <u>医療機</u> <u>器等購</u> <u>入費</u>	二	<u>(新設)</u>				

山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	簡易自家発電装置等整備費	1台あたり 212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	二	(新設)
第4条の2～第5条 (略)					第4条の2～第5条 (略)
(交付の条件)					(交付の条件)
第6条					第6条
(1) ～ (4) (略)					(1) ～ (4) (略)
(5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第6号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了後の翌々年度6月20日までに知事に報告しなければならない。					(5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。					なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
(削除)					(6) 補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第7号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省(及び法人所管府省)に報告しなければならない。

山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p><u>(6)</u> この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。</p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。</u></p>	<p><u>(7)</u> この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。</p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。</u></p>
---	--

山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

第1号様式

年度補助金調書

厚生労働省所管

(地方公共団体)

国			地方公共団体									備考	
歳出予 算科目	交付決 定の額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国 庫補助 金相当 額	支出 済額	うち国 庫補助 金相当 額	翌年度 繰越額		うち国 庫補助 金相当 額
(款)	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
衛生費													
(項)													
医療費													
(目)													
医療費													

- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあたっては、款、項、目、節を、歳出にあたっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあたっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあたっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に係る補助金調書の作成は本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に県費補助額を（ ）をもって付記すること。
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第1号様式

平成年度補助金調書

厚生労働省所管

(地方公共団体)

国			地方公共団体									備考	
歳出予 算科目	交付決 定の額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国 庫補助 金相当 額	支出 済額	うち国 庫補助 金相当 額	翌年度 繰越額		うち国 庫補助 金相当 額
(款)	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
衛生費													
(項)													
医療費													
(目)													
医療費													

- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあたっては、款、項、目、節を、歳出にあたっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあたっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあたっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に係る補助金調書の作成は本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に県費補助額を（ ）をもって付記すること。
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

第2号様式	番 年 月 日	号	第2号様式	番 年 月 日	号
山口県知事 様			山口県知事 様		
住所 氏名 (補助事業者名) 印			住所 氏名 (補助事業者名) 印		
年度医療施設等設備整備費県費補助金の交付申請書			<u>平成</u> 年度医療施設等設備整備費県費補助金の交付申請書		
標記について、次により県費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請 します。			標記について、次により県費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請 します。		
1 県費補助申請額 金 円			1 県費補助申請額 金 円		
2 事業の種類			2 事業の種類		
3 経費所要額調 (別紙 (1) のとおり)			3 経費所要額調 (別紙 (1) のとおり)		
4 事業計画書 (別紙 (2) のとおり)			4 事業計画書 (別紙 (2) のとおり)		
5 添付書類 (1) 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本 (当該補助事業の支出予定額を備考欄に 記入すること) (2) その他参考となる書類			5 添付書類 (1) 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本 (当該補助事業の支出予定額を備考欄に 記入すること) (2) その他参考となる書類		

山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p>第3号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 (補助事業者名) 印</p> <p style="text-align: center;">年度医療施設等設備整備費県費補助金の事業実績報告書</p> <p>年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた標記については、次のとおり関係書類を添えて報告します。</p> <p>1 県費補助精算額 金 円</p> <p>2 事業の種類</p> <p>3 経費所要額精算書 (別紙 (1) のとおり)</p> <p>4 事業実績報告書 (別紙 (2) のとおり)</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1) 歳入歳出決算書 (見込書) 抄本 (当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること)</p> <p>(2) 契約書の写し、検収調書の写し</p> <p>(3) その他参考となる書類</p>	<p>第3号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 (補助事業者名) 印</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u> 年度医療施設等設備整備費県費補助金の事業実績報告書</p> <p><u>平成</u> 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた標記については、次のとおり関係書類を添えて報告します。</p> <p>1 県費補助精算額 金 円</p> <p>2 事業の種類</p> <p>3 経費所要額精算書 (別紙 (1) のとおり)</p> <p>4 事業実績報告書 (別紙 (2) のとおり)</p> <p>5 添付書類</p> <p>(1) 歳入歳出決算書 (見込書) 抄本 (当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること)</p> <p>(2) 契約書の写し、検収調書の写し</p> <p>(3) その他参考となる書類</p>
---	---



山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p>第4号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">年度医療施設等設備整備費県費補助金請求書</p> <p>年 月 日付け指令 第 号で額の確定通知がありました補助金について、下記により金 円を交付されるよう請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">交付決定額</td> <td style="width: 33%;">額の確定額</td> <td style="width: 33%;">今回請求額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	交付決定額	額の確定額	今回請求額	円	円	円	<p>第4号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u> 年度医療施設等設備整備費県費補助金請求書</p> <p><u>平成</u> 年 月 日付け指令 第 号で額の確定通知がありました補助金について、下記により金 円を交付されるよう請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">交付決定額</td> <td style="width: 33%;">額の確定額</td> <td style="width: 33%;">今回請求額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	交付決定額	額の確定額	今回請求額	円	円	円
交付決定額	額の確定額	今回請求額											
円	円	円											
交付決定額	額の確定額	今回請求額											
円	円	円											

山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

<p>第5号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">年度医療施設等設備整備費県費補助金の概算払請求書</p> <p>年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知がありました補助金について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width: 25%;">交付決定額</th> <th style="width: 25%;">既受領額</th> <th style="width: 25%;">今回請求額</th> <th style="width: 25%;">残 額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	円	円	円	円	<p>第5号様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>山口県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>平成</u> 年度医療施設等設備整備費県費補助金の概算払請求書</p> <p><u>平成</u> 年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知がありました補助金について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width: 25%;">交付決定額</th> <th style="width: 25%;">既受領額</th> <th style="width: 25%;">今回請求額</th> <th style="width: 25%;">残 額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	円	円	円	円
交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額														
円	円	円	円														
交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額														
円	円	円	円														

山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱 H30 改正 新旧対照表

第6号様式	第6号様式
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
山口県知事様	山口県知事様
間接補助事業者名 印	間接補助事業者名 印
年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	<u>平成</u> 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
年 月 日付け 第 号により交付決定があった医療施設等設備整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。	<u>平成</u> 年 月 日付け 第 号により交付決定があった医療施設等設備整備費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。
記	記
1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告額	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円	金 円
2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)	2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)
金 円	金 円
3 添付書類	<u>注：別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)</u>
<u>記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。</u>	

# 山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 この要綱は、山口県医療施設等設備整備費補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) へき地診療所設備整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、次に掲げる者が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。以下同じ。）の設備整備事業

(ア) 市町等（地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）

(イ) 日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ) 全国厚生農業協同組合連合会（オ）その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) へき地患者輸送車（艇）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、次に掲げる者が行う患者輸送車及び患者輸送艇の整備事業

(ア) 市町等（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ) 全国厚生農業協同組合連合会

(3) 過疎地域等特定診療所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、市町等が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業

(4) へき地巡回診療車整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、次に掲げる者が行う巡回診療車の整備事業

(ア) 市町等（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ) 全国厚生農業協同組合連合会

(5) 産科医療機関設備整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療

確保事業の実施について」に基づき、次に掲げる者が行う産科医療機関設備整備事業

(ア) 市町等 (イ) 日本赤十字社 (ウ) 社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ) 全国厚生農業協同組合連合会 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

(6) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

平成30年3月30日医政0330第6号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき、次に掲げる者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

(ア) 市町等 (イ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

(7) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

平成31年2月13日医政0213第10号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき、市町、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金は、県予算の範囲内で交付するものとし、その交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 第3条交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(2) へき地患者輸送車(艇)整備事業

(3) 過疎地域等特定診療所設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 第3条交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) へき地診療所設備整備事業

(4) へき地巡回診療車整備事業

(6) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

(7) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 第3条交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(5) 産科医療機関設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 下 限 額
へき地診療所	医療機器整備費	1 か所当たり 16,200千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	1 品につき 250,000円
へき地患者輸送車(艇)	患者輸送車	(1) マイクロバスの場合 1 台当たり 2,778千円 (2) ワゴン車の場合 1 台当たり 1,447千円	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	—
	患者輸送艇	1 隻当たり 10,013千円	患者輸送艇購入費	—
過疎地域等特定診療所設備	医療機器整備費	1 か所当たり 16,200千円	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器購入費	1 品につき 50,000円
へき地巡回診療車	巡回診療車	1 台当たり 1,400千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療器械器具購入費	—
産科医療機関設備	医療機器整備費	1 か所当たり 8,921 千円	産科医療機関として必要な医療機器購入費	1 品につき 50,000 円
実践的手術手技向上研修実施機関設備	医療機器等整備費	1 か所当たり 69,897 千円	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費	—
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	簡易自家発電装置等整備費	1 台あたり 212 千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	—

(交付決定の下限)

第4条の2 第3条の事業について、第4条により1品又は1か所につき算出された額が、第4条の表の第5欄に定める下限額に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第2号様式により、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 規則第18条第1項第2号において「50万円以上」とあるのは、民間団体にあつては「30万円以上」とする。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 規則第17条の関係書類は、別記第1号様式によらなければならない。ただし、補助事業者が地方公共団体以外の場合はその限りではない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第6号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了後の翌々年度6月20日までに知事に報告しなければならない。  
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (6) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第7条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式により、当該年度の1月10日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。  
事業に要する経費の配分の変更の場合は、それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更

(実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、正副2通とする。

3 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求書は、別記第4号様式によるものとする。ただし、概算払いによ

る補助金の請求書は別記第5号様式によるものとする。

(検査)

第11条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

附 則

この要綱は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。



年度補助金調書

厚生労働省所管

(地方公共団体)

国			地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
(款) 衛生費	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	
(項) 医薬費														
(目) 医務費														

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあたっては、款、項、目、節を、歳出にあたっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあたっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあたっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に係る補助金調書の作成は本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に県費補助額を（ ）をもって付記すること。
- 4 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第 2 号様式

番 号  
年 月 日

山口県知事 様

住所

氏名 (補助事業者名) 印

年度医療施設等設備整備費県費補助金の交付申請書

標記について、次により県費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請  
します。

1 県費補助申請額 金 円

2 事業の種類

3 経費所要額調 (別紙 (1) のとおり)

4 事業計画書 (別紙 (2) のとおり)

5 添付書類

(1) 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本 (当該補助事業の支出予定額を備考欄に  
記入すること)

(2) その他参考となる書類

経費所要額調

補助事業者名

区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県費補助 基本額 (G)	県費補助 所要額 (H)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	

(注) 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。

2 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名称を記載すること。

3 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。

4 「県費補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額をすること。

5 「県費補助所要額」欄には、次により記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(1) 交付要綱第4条(1)に掲げる事業 …… (G)欄に記載された額に4分の3を乗じて得た額

(2) " (2)に掲げる事業 …… (G)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額

(3) " (3)に掲げる事業 …… (G)欄に記載された額に3分の2を乗じて得た額

別紙（２）

事業計画書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業の種類（交付要綱の第3条に掲げる事業名）
- 3 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
記載例 1. 補助対象事業分				円	円		
小計	—	—	—	—		—	
2. 補助対象外事業分				円	円		
小計	—	—	—	—		—	
合計	—	—	—	—		—	

第3号様式

番 号  
年 月 日

山口県知事 様

住所

氏名 (補助事業者名) 印

年度医療施設等設備整備費県費補助金の事業実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた標記については、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 県費補助精算額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額精算書 (別紙 (1) のとおり)
- 4 事業実績報告書 (別紙 (2) のとおり)
- 5 添付書類
  - (1) 歳入歳出決算書 (見込書) 抄本 (当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること)
  - (2) 契約書の写し、検収調書の写し
  - (3) その他参考となる書類

## 経 費 所 要 額 精 算 書

補助事業者名

区 分	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差 引 額 (A)-(B)=(C)	対象経費の 実支出額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (F)	県費補助 基本額 (G)	県費補助 所要額 (H)	県費補助 交付決定額 (I)	県費補助 受入済額 (J)	差引過△ 不足額 (J)-(H)=(K)
	円	円	円	円	円	円	円	円			

別紙（２）

## 事業実績報告書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業の種類（交付要綱の第3条に掲げる事業名）
- 3 設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
記載例 1. 補助対象事業分				円	円		
小計	—	—	—	—		—	
2. 補助対象外事業分				円	円		
小計	—	—	—	—		—	
合計	—	—	—	—		—	

第 4 号様式

番 号  
年 月 日

山口県知事 様

住所

氏名



年度医療施設等設備整備費県費補助金請求書

年 月 日付け指令 第 号で額の確定通知がありました補助金について、下記により金 円を交付されるよう請求します。

記

交付決定額	額の確定額	今回請求額
円	円	円



第5号様式

番 号  
年 月 日

山口県知事 様

住所

氏名



年度医療施設等設備整備費県費補助金の概算払請求書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知がありました補助金について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
円	円	円	円

# 口座振替申出書

平成 年 月 日

山口県会計管理者 様

申出者

〒  
住所  
氏名 印  
電話

年度医療施設等設備整備費補助金については、下記金融機関の口座に振り込んでください。

記

金融機関	銀行 信用金庫 組合	店(所)
預金の種類 及び口座番号	1 普通預金 2 当座預金 3 別段預金	NO <input type="text"/>
(フリガナ) 口座名義人		

※預金の種類は該当の番号を○で囲んでください。

※口座名義人は口座設置金融機関へお尋ねの上、金融機関に電算登録してある名称をカタカナでご記入願います。(本人名義に限る)

番 号  
年 月 日

山 口 県 知 事 様

間 接 補 助 事 業 者 名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 付 け 第 号 により 交付 決定 が あ っ た 医 療 施 設 等 設 備 整 備 費 補 助 金 に 係 る 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 仕 入 れ 控 除 税 額 に つ い て は 、 交 付 決 定 通 知 書 に よ り 付 さ れ た 条 件 に 基 づ き 、 下 記 の と お り 報 告 し ま す 。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。